

参考資料

- 1 環境行政のあゆみ
- 2 環境保全・創造に関する制度
- 3 千葉市環境基本条例
- 4 千葉市環境基本計画に定める定量目標
- 5 環境の測定状況及び結果
- 6 環境の保全に関する協定締結企業一覧
- 7 放射線対策の概要

1

環境行政のあゆみ

年	月	市関連事項	月	その他
1965	4	衛生民生部衛生課環境衛生係内に公害担当職員を配置		
1966	7	保健衛生部衛生課に公害係新設		
1967	8	保健衛生部に公害課新設	8	公害対策基本法制定（1967.8施行）
1968			6	大気汚染防止法制定（1968.8施行）
			6	騒音規制法制定（1968.12施行）
1970	11	市内主要企業10社と公害防止協定締結	10	水質汚濁防止法制定（1971.6施行）
	12	千葉県及び千葉市と川崎製鉄㈱の間において「施設整備に関する基本協定書」「同公害防止協定書」締結	12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定（1971.9施行）
	12	千葉・市原地域公害防止計画策定		
1971	4	千葉市環境保全基本条例制定	6	悪臭防止法制定（1972.5施行）
	4	千葉市公害防止協定の締結等に関する条例制定（1971.6施行）	6	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定（1971.6施行）
			7	環境庁発足
			7	千葉県環境保全条例制定（1971.7施行）
			12	水質汚濁に係る環境基準を告示
1972	4	環境部新設	6	自然環境保全法制定（1973.4施行）
	7	千葉市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例制定		
1973	6	第1回環境月間実施	4	千葉県自然環境保全条例制定（1973.4施行）
			5	大気汚染に係る環境基準を告示
			10	公害健康被害補償法制定（1974.9施行）
			10	化学物質審査規制法制定（1974.4施行）
1974	1	千葉県及び千葉市と川崎製鉄㈱、千葉県及び千葉市と東京電力㈱との間で、それぞれ「公害の防止に関する協定書」再締結		
	9	騒音規制法の指定地域となる		
	11	公害健康被害補償法の指定地域となる		
	12	千葉臨海地域公害防止計画策定		
1975	12	悪臭防止法の指定地域となる	12	水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める千葉県条例（上乗せ条例）制定（1976.7施行）
1976	1	千葉市公害健康被害補償要綱を千葉市公害健康被害救済補償要綱に改正（1976.1施行）	6	振動規制法制定（1976.12施行）
	6	千葉県及び千葉市と市内主要企業5社との間で「公害の防止に関する基本協定書」「同細目協定書」締結		
1977	11	振動規制法の指定地域となる	5	環境庁「環境保全長期計画」策定
	12	最初の千葉市環境白書公表		
1978			7	二酸化窒素に係る環境基準を告示
1979			4	エネルギーの使用の合理化等に関する法律制定（1979.10施行）
1980	2	千葉市大気汚染に係る環境基準（目標値）を一部改正（二酸化窒素）	12	千葉県環境影響評価の実施に係る指導要綱制定（1981.6施行）
	3	千葉臨海地域公害防止計画延長		
1983			5	浄化槽法公布（1985.10施行）
1984	10	緑と水辺の都市宣言	7	湖沼水質保全特別措置法制定（1985.3施行）
			8	環境影響評価の実施について閣議決定
1985	3	千葉臨海地域公害防止計画の拡大・延長		
	7	鹿島川流域に窒素、りんに係る排水基準が適用		
	12	湖沼水質保全特別措置法の指定地域となる（印旛沼関係）		
1986	8	六価クロムによる地下水汚染問題発生（生実地区）	9	公害健康被害補償法施行令一部改正（第一種地域の指定解除 1988.3施行）
1988	3	残土等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例制定	5	オゾン層保護法制定（1988.5施行）

年	月	市関連事項	月	その他
1989	4	千葉地域公害防止計画策定		
1990	4	地下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金交付要綱制定	10	国の地球温暖化防止行動計画策定
	4	千葉市地域環境保全自主活動事業補助金交付要綱制定		
1991	3	千葉県知事により生活排水対策重点地域に指定される	4	再生資源の利用の促進に関する法律制定(1991.10施行)
	12	千葉市公害防止条例制定(1992.4.4施行)		
1992	4	政令指定都市へ移行	6	自動車NOx削減法制定(1992.12施行)
	4	千葉市環境影響評価の実施に関する指導要綱施行	6	地球サミット開催(リオデジャネイロ)
	4	千葉市窒素酸化物対策指導要綱施行	6	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律制定(1993.4施行)
	4	千葉市定置型内燃機関に係る窒素酸化物対策指導要綱施行		
	4	千葉市炭化水素対策指導要綱施行		
	4	千葉市低公害車普及事業助成要綱施行		
	4	千葉市最新規制適合車等代替促進事業補助要綱施行		
	4	千葉市地下水汚染防止対策指導要綱施行		
1993	3	千葉市生活排水対策推進計画策定	5	生物の多様性に関する条約締結
	3	千葉地域公害防止計画策定	11	千葉県地球環境保全行動計画策定
1994	4	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例施行	11	環境基本法制定(1993.11施行)
	4	市の木(ケヤキ)、花(オオガハス)、鳥(コアジサシ)制定	12	アジェンダ21行動計画策定
	6	千葉市先端技術関係施設の設置に関する環境保全対策指導指針制定	12	環境基本計画策定
12	千葉市環境基本条例制定			
1995	3	千葉市環境基本計画策定	3	千葉県環境基本条例制定(1995.4施行)
	3	千葉市自動車公害防止計画策定	3	千葉県環境保全条例制定(1995.10施行)
	3	悪臭防止法に定める追加物質に係る基準設定(1995.4施行)	6	容器包装リサイクル法制定(1995.12施行)
	10	千葉市公害防止条例を全面的に改正し、千葉市環境保全条例として施行		
1996	8	千葉市発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱施行	8	千葉県環境基本計画策定
	9	千葉市放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行		
	9	悪臭防止法に定める排水に含まれる特定悪臭物質に係る規制基準設定(1996.10施行)		
1997	4	千葉市環境保全率先実行行動計画(エコオフィスちばプラン)策定	2	ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大気環境基準設定
	8	環境局を設置	3	地下水の水質汚濁に係る環境基準告示
			6	環境影響評価法制定(1999.6施行)
			12	地球温暖化防止京都会議で「京都議定書」採択
1998	1	千葉市土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の防止に関する条例施行	6	家電リサイクル法公布(1998.12施行)
	2	千葉地域公害防止計画を策定	6	地球温暖化対策推進大綱策定
	4	千葉市土壌汚染対策指導要綱制定	6	千葉県環境影響評価条例制定(1999.6施行)
	5	千葉市空き缶等の散乱の防止に関する条例施行	7	千葉県ダイオキシン類対策取組方針策定
	8	千葉市リサイクル推進基金条例施行	10	地球温暖化対策の推進に関する法律制定(1999.4施行)
	9	千葉市環境影響評価条例制定(1999.6施行)		
	12	小規模廃棄物焼却炉等に係るダイオキシン類及びばいじん排出抑制指導要綱施行		
	1999	3	千葉市水環境保全計画策定	7
4		千葉市地下水浄化事業推進基金設立	7	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律制定(2000.3施行)
4		千葉市野生動植物の保全施策指針策定	12	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について告示
10		千葉市地球環境保全協定に関する要綱制定		

年	月	市関連事項	月	その他
2000	4	地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱施行	5	グリーン購入法制定（2001.4施行）
			5	建設リサイクル法制定（2000.11施行）
			6	循環型社会形成推進基本法制定（2000.6施行）
			6	食品リサイクル法制定（2001.5施行）
			12	第二次環境基本計画策定
2001	3	千葉県生活排水対策推進計画改定	1	環境省発足
	6	ISO14001認証取得	6	フロン回収破壊法制定（2002.4施行）
	7	千葉県自動車公害防止計画策定	6	PCB特別措置法制定（2001.7施行）
	10	グリーン購入推進方針策定		
2002	3	新内陸最終処分場完成	3	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」公布
	3	千葉県一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定	5	土壤汚染対策法公布（2003.2施行）
	6	千葉県環境基本計画の見直し	6	日本が京都議定書締結
	7	谷津田いきものの里整備構想策定	7	自動車リサイクル法公布（2003.1施行）
	11	千葉県地球温暖化防止実行計画策定	8	POPs条約に加入
	11	千葉県緑と水辺の基本計画の見直し	10	自然再生推進法公布（2003.1施行）
	12	新港クリーン・エネルギーセンター完成	10	自動車NOx・PM法による車種規制開始
2003	2	千葉地域公害防止計画策定	7	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布（2003.10一部施行）
	3	蘇我エコロジーパーク構想策定	10	千葉県条例によるディーゼル車運行規制開始
	7	谷津田の自然の保全施策指針策定	10	エネルギー基本計画策定
	8	ごみ減量のための「ちばルール」策定		
2004	1	谷津田の自然の保全に関する要綱制定	3	ヒートアイランド対策大綱決定
	1	谷津田いきものの里整備要綱制定	4	東京湾に係る「窒素・りん含有量に係る総量規制基準」に関する対象工場等を拡大
	3	坂月川における身近な水辺環境事業推進要綱制定	5	POPs条約発効
	3	千葉県地球温暖化対策地域推進計画策定	5	大気汚染防止法一部改正（揮発性有機化合物排出規制）
	5	千葉県レッドリスト作成	6	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」公布
	10	千葉県地球温暖化対策地域協議会設立	6	「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」公布
			9	「環境の保全に関する意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針」閣議決定
			10	「特定外来生物被害防止基本方針」閣議決定
2005	3	千葉県環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針策定	2	京都議定書の発効
	11	千葉県ヒートアイランド対策方針策定	4	「京都議定書目標達成計画」閣議決定
			10	自動車NOx・PM法の規制強化
2006	2	千葉市のアスベスト（石綿）問題への総合的な対応策策定	2	「石綿による健康被害の救済に関する法律」公布
	3	千葉県建築物等の解体等に伴う石綿の飛散の防止等に関する要綱制定		
	3	千葉県地下水保全計画策定		
	5	大草谷津田いきものの里オープン		
	11	千葉県自動車公害防止計画策定		
2007	3	千葉県一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定	3	エネルギー基本計画改定
	3	千葉県地球温暖化防止実行計画の見直し	4	第三次環境基本計画策定
	4	悪臭防止法の規制方法を変更	5	自動車NOx・PM法の一部改正（局地汚染対策・流入車対策の追加）
	12	千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例制定（2008.4施行）	6	東京湾に係る「化学的酸素要求量、窒素・りん含有量に係る総量削減計画」策定（千葉県）
2008	1	千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例施行	1	自動車NOx・PM法による局地汚染対策及び流入車対策開始
	3	千葉地域公害防止計画策定	6	生物多様性基本法制定（2008.6施行）
			7	北海道洞爺湖サミット開催

年	月	市関連事項	月	その他
2009	10	第4回3R推進全国大会開催	1	経済産業省による住宅用太陽光発電に対する補助制度開始
			9	微小粒子状物質 (PM2.5) に係る環境基準を設定
			11	水質汚濁に係る環境基準改正 (項目の追加)
2010	2	環境の保全に関する協定締結	4	土壌汚染対策法改正
	4	千葉県汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱施行	5	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法一部改正
	4	廃棄物処理施設設置等審議会設置条例施行	6	エネルギー基本計画改定
	4	公害健康被害診療報酬等審査会設置条例施行	12	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律制定(1991.10施行)
2011	4	千葉県環境マネジメントシステム (C-EMS)を開始	4	環境影響評価法一部改正 (計画段階配慮書の新設ほか 2013.4完全施行)
	1	千葉県路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例施行	4	環境影響評価法一部改正 (計画段階配慮書の新設ほか 2013.4完全施行)
	3	千葉県環境基本計画策定	6	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 (旧 環境保全活動・環境教育推進法)一部改正
	3	千葉県水環境保全計画策定	6	水質汚濁防止法一部改正 (有害物質使用特定施設の構造基準等)
2012	3	千葉県自動車公害防止計画策定	8	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法公布
	3	千葉県一般廃棄物(ごみ)処理基本計画改定	4	第四次環境基本計画策定
	3	千葉県地球温暖化対策実行計画策定	6	「環境の保全に関する意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針」改定
	3	千葉地域公害防止計画策定	8	水質汚濁に係る環境基準改正 (項目の追加)
2013	3	千葉県再生可能エネルギー等導入計画策定	3	水質汚濁に係る環境基準改正 (項目の追加)
			6	放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律制定 (環境影響評価法の一部改正) (2015.6.1施行)
			6	大気汚染防止法一部改正 (石綿規制強化) (2014.6.1施行)
			10	水銀に関する水俣条約採択
2014	3	千葉県公害健康被害認定審査会条例一部改正	4	第4次エネルギー基本計画策定
	3	千葉県環境影響評価条例一部改正		
	3	千葉県住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付要綱制定		
	3	千葉県計画段階環境影響評価実施要綱制定		
2015	5	千葉県環境影響評価条例施行規則一部改正		
	3	千葉県事業用太陽熱利用給湯システム設置費補助金交付要綱制定	6	大気汚染防止法一部改正 (水銀排出規制) (2018.4.1施行)
	12	千葉県一般廃棄物処理施設基本計画策定	11	気候変動の影響への適応計画策定
			12	パリ協定採択 (COP21)
2016	3	千葉県生活排水処理基本計画策定	5	地球温暖化対策計画閣議決定
	10	千葉県地球温暖化対策実行計画改定		
2017	3	千葉県一般廃棄物(ごみ)処理基本計画改定	8	水銀に関する水俣条約発効
	3	千葉地域公害防止計画策定		
	4	千葉県水環境保全計画改定		
	4	中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金要綱		
2018	6	千葉県再生可能エネルギー等導入計画改定	4	第五次環境基本計画策定
	6	千葉県電気自動車導入事業補助金交付要綱制定	6	「環境の保全に関する意欲の増進及び環境教育の促進に関する基本方針」改定
	10	千葉県ネット・ゼロ・エネルギーハウス普及促進事業補助金交付要綱制定	6	気候変動適応法公布(2018.12施行)
			7	第5次エネルギー基本計画策定
2019			12	パリ協定運用実施指針採択 (COP24)
	3	千葉県災害廃棄物処理計画策定		

この表は2019年3月末までのものを掲載しています。

2

環境保全・創造に関する制度

項目	法令等	千葉市の条例等	千葉市の要綱等
環境一般	<ul style="list-style-type: none"> ○環境基本法 ○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 ○環境影響評価法 ○環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 ○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境基本条例 ○環境影響評価条例 ○地域環境保全基金条例 	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーン購入推進方針 ○環境マネジメントマニュアル ○環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針 ○地域環境保全自主活動事業補助金交付要綱 ○計画段階環境影響評価実施要綱 ○環境学習モデル校事業実施要領 ○環境教育講座等実施要領
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化対策の推進に関する法律 ○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 ○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 ○エネルギーの使用の合理化等に関する法律 ○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 ○気候変動適応法 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全条例 	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付要綱 ○事業用太陽熱利用給湯システム設置費補助金交付要綱 ○中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱 ○地球環境保全協定に関する要綱 ○千葉市電気自動車導入事業補助金交付要綱 ○千葉市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金交付要綱
大気汚染・悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ○大気汚染防止法 ○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 ○悪臭防止法 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全条例 ○揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ○硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱 ○窒素酸化物対策指導要綱 ○建築物等の解体等に伴う石綿の飛散の防止等に関する要綱 ○発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱 ○低公害車普及促進事業補助金交付要綱 ○庁用自動車に係る指定低公害車等導入要綱
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ○騒音規制法 ○振動規制法 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全条例 	
水質汚濁・地盤沈下	<ul style="list-style-type: none"> ○水質汚濁防止法 ○湖沼水質保全特別措置法 ○下水道法 ○浄化槽法 ○工業用水法 ○建築物用地下水の採取の規制に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全条例 ○地下水浄化事業推進基金条例 ○下水道条例 ○農業集落排水処理施設条例 	<ul style="list-style-type: none"> ○りん及び窒素に係る水質管理目標に関する指導要綱 ○地下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金交付要綱 ○地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱 ○上水道給水装置設置等資金融資要綱
土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> ○土壌汚染対策法 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全条例 ○環境関係手数料条例 	<ul style="list-style-type: none"> ○土壌汚染対策指導要綱

項目	法令等	千葉市の条例等	千葉市の要綱等
被害救済	○公害健康被害の補償等に関する法律	○公害健康被害認定審査会条例 ○公害健康被害診療報酬等審査会設置条例	○公害健康被害救済補償要綱
化学物質	○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 ○ダイオキシン類対策特別措置法	○環境保全条例	○先端技術関係施設の設置に関する環境保全対策指導指針 ○千葉市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る指針
廃棄物 リサイクル	○循環型社会形成推進基本法 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ○資源の有効な利用の促進に関する法律 ○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 ○特定家庭用機器再商品化法 ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 ○使用済自動車の再資源化等に関する法律 ○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 ○浄化槽法	○廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 ○廃棄物処理施設設置等審議会設置条例 ○路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例 ○リサイクル等推進基金条例 ○放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 ○浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 ○浄化槽清掃業の許可に関する規則 ○浄化槽法施行細則 ○一般廃棄物処理施設長期責任委託審査委員会設置条例 ○土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 ○硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例 ○使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則 ○環境関係手数料条例	○廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱 ○県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱 ○使用済自動車の適正処理に関する指導要綱 ○土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱
自然環境	○生物多様性基本法 ○自然環境保全法 ○都市緑地法 ○首都圏近郊緑地保全法 ○都市公園法 ○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ○森林法 ○文化財保護法 ○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	○緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例 ○緑と水辺の基金条例 ○都市公園条例 ○文化財保護条例	○公共施設等緑化推進要綱 ○工場等緑化推進要綱 ○市民の森設置事業実施要綱 ○市民緑地設置事業実施要綱 ○野生動植物の保全施策指針 ○宅地開発指導要綱 ○谷津田いきものの里整備要綱 ○谷津田の自然の保全施策指針 ○谷津田の自然の保全に関する要綱 ○里山の保全に関する要綱 ○千葉市屋上壁面緑化助成金交付要綱

3

千葉市環境基本条例

千葉市環境保全基本条例（昭和46年千葉市条例第18号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針（第9条）

第2節 環境基本計画（第10条）

第3節 環境の保全及び創造を推進するための施策（第11条－第25条）

第3章 地球環境保全の推進（第26条）

第4章 環境審議会（第27条）

附則

私たちの千葉市は、緑と水辺に恵まれた豊かな自然環境のもと、縄文の昔から培われた歴史と文化などの貴重な財産を活かしながら、都市としての形成、発展の過程を歩み、今やわが国有数の大都市として成長してきた。

しかしながら、大都市化に伴う人口の増加、産業の集中は、資源、エネルギーの大量消費をもたらすこととなり、環境への負荷が増大するとともに、身近な自然も減少してきた。私たちは、こうした状況の中で、懸命に環境の保全や新たな良好な環境を育むことに取り組み、快適な都市づくりに努力をしてきた。

今日、生命の源であり、人類の生存の基盤である環境は、地球的規模で大きな影響が及ぼされるに至っており、良好な環境の回復は、世界のすべての人々により希求されることとなっている。

人類は地球があやなす自然の恵みのもとで、その生命を育む存在であるという認識に立ち、千葉市において、率先して良好な環境を保ち、創り出すことにより、人に、地球に優しい都市を実現することが、私たちの願いである。

もとより、良好な環境は、私たちにとってかけがえのないものであり、これを保全し、積極的に創造しつつ、将来の世代へ継承していくことは、私たちの使命である。

千葉市は、種々の条件に恵まれており、さらに成長発展していく都市である。私たちは、より一層英知を傾け、人と自然が共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的に発展する都市の構築に努め、もって人に、地球に優しい千葉市を実現していくため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

【第1条】この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で文化的な生活を確保する上で必要な環境を保全及び創造し、現在及び将来の市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

【第2条】この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

【第3条】環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要となる良好な環境及び人と自然が共生する環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない持続

的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

- 地球環境保全是、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることにかんがみ、すべての者が、これを自らの問題としてとらえ、積極的に貢献するようにしなければならない。

(市の責務)

【第4条】市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 市は、基本理念にのっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全を図る見地から、その影響の低減に努めるものとする。

(事業者の責務)

【第5条】事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

- 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

【第6条】市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境の月)

【第7条】市民及び事業者の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、環境の月を設ける。

- 環境の月は、6月とする。
- 市は、環境の月の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(環境白書)

【第8条】市長は、市民に環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするため、千葉市環境白書を定期的に作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

【第9条】市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく各種の施策を施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護並びに生活環境の保全及び創造を図ること。
- 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び創造を行い、人と自然が共生する良好な環境を確保すること。
- 市民が健康で安全に暮らせる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の特性を活かした美しい景観の形成及び歴史的又は文化的環境の形成等を図り、もって健康で安全かつ快適な生活環境を保全及び創造すること。
- 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が徹底される社会を構築し、並びに環境の保全及び創造に関する技術等の活用により地球環境保全に貢献することのできる社会を構築すること。
- 環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、市、市民及び事業者が協働して取り組むことのできる社会を構築すること。

第2節 環境基本計画

- 【第10条】市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、千葉市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、千葉市環境審議会の意見を聴かななければならない。
 - 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
 - 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び創造を推進するための施策

（規制の措置）

- 【第11条】市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。
- 2 市は、野生生物の適正な保護に関し、及び自然環境を保全することが必要な区域において自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、市は、新たな環境への負荷等に対し、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

（地域的良好な環境の確保）

- 【第12条】市は、緑及び水辺の適正な保全及び創造、健康で安全かつ快適な生活環境の確保に資する適正な都市空間の形成並びに歴史的遺産又は文化的施設の活用等による心豊かな環境の形成を図ることにより、地域の特性を活かすつつ良好な環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

（事業者による環境影響評価に係る措置）

- 【第13条】市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、事業者が事業の実施前に環境への影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促すため、必要な措置を講ずるものとする。

（誘導的措置）

- 【第14条】市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のため必要かつ適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため必要があるときは、環境への負荷の低減を行う者に対する適切な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全及び創造に関する施設の整備等）

- 【第15条】市は、廃棄物及び下水の処理施設等の環境への負荷の低減に資する施設及び公園、緑地等の快適な環境の保全及び創造に資する施設の整備等を推進するものとする。
- 2 市は、希少野生生物の保護等に資する施設の整備等必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等）

- 【第16条】市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の再生利用等による廃棄物の減量及び資源の循環的な利用並びにエネルギーの効率的利用等による有効利用について、必要な措置を講ずるものとする。

（市民及び事業者の参加等の推進）

- 【第17条】市は、環境の保全及び創造に関する施策が効果的に実施されるよう市民及び事業者の参加及び協力を促すため、次に掲げる事項について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に資する活動に参加できるようその機会を設けること。
 - (2) 市民及び事業者の意見を市が行う環境の保全及び創造に関する施策に反映させること。

（情報の提供）

- 【第18条】市は、環境の保全及び創造に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(環境教育等の推進)

【第 19 条】市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、又はこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

【第 20 条】市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の充実等)

【第 21 条】市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、調査研究及び試験研究の充実を図るとともに、その成果の普及に努めなければならない。

(環境の状況の把握等)

【第 22 条】市は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な測定、監視、巡視等の体制を整備するものとする。

(公害による被害者の救済等)

【第 23 条】市は、公害による被害者の救済に関し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境汚染が市民の健康に及ぼす影響等の調査その他の市民の健康の保護を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(施策の推進体制の整備等)

【第 24 条】市は、その機関相互の連携を緊密にするとともに施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、体制の整備等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するため、市民、事業者及び民間団体等と協働して取り組むことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

【第 25 条】市は、環境の保全及び創造に係る広域的な取組みを必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

第 3 章 地球環境保全の推進

【第 26 条】市は、地球環境保全に貢献するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、地球環境保全及び開発途上の地域の環境の保全に関する国際協力を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 章 環境審議会**(設置)**

【第 27 条】環境の保全及び創造に関して、基本的事項を調査審議する等のため、千葉市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 市長は、次に掲げる事項を審議会に諮問しなければならない。
 - (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項
- 3 審議会は、委員 25 人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 市民の代表者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 市議会議員
- 5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残

任期間とする。

- 6 審議会に会長及び副会長を置く。
- 7 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 8 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 9 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

- 【第28条】 審議会に、前条第2項第2号に掲げる事項を調査審議するため、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員で組織する。
 - 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
 - 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
 - 5 前条第9項の規定は、副部会長について準用する。
 - 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(専門委員会)

- 【第29条】 第27条第2項各号に掲げる事項のうち、特定の事項について専門的に調査研究するため、審議会又は部会に専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会は、審議会に置かれる専門委員会にあっては会長が指名する委員、部会に置かれる専門委員会にあっては部会長が指名する当該部会に属する委員で組織する。
 - 3 専門委員会に、第1項に規定する特定の事項を調査研究するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
 - 4 臨時委員は、当該特定の事項に関し専門的知識を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。
 - 5 臨時委員は、その者の任命に係る当該特定の事項に関する調査研究が終了したときは、解任されるものとする。

(委員及び臨時委員の秘密保持義務)

- 【第30条】 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(関係者の出席等)

- 【第31条】 審議会、部会及び専門委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

- 【第32条】 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (以下略)

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

4

千葉市環境基本計画に定める定量目標

【1】温室効果ガス排出量

千葉市地球温暖化対策実行計画改定版（2016年度～2030年度）に定める目標を目指します。

項目	目標値
温室効果ガス排出量	2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度実績より13%削減 13,677千t-CO ₂ /年【2030年度】

【2】ごみの減量

千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成2017年度～2031年度）に定める目標を目指します。

項目	目標値
総排出量	368,000トン/年（市民1人1日あたり1,037g）以下【2021年度】

【3】再生利用率

千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（2017年度～2031年度）に定める目標を目指します。

項目	目標値
再生利用率	35%以上【2021年度】

【4】生物多様性の確保

項目	目標値
森林面積	農業基本計画（2011年度～2020年度）で設定される森林面積の目標を目指します。 4,381ha（地域森林計画対象民有林）【2020年度】
谷津田の保全面積	2021年までに30ha拡大することを目指します。
里山地区の箇所数	農業基本計画（2011年度～2020年度）で設定される里山地区箇所の目標を目指します。 6箇所【2020年度】

【5】大気環境目標値

項目	目標値
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
降下ばいじん	月間値の年平均値が10t/km ² /月以下であり、かつ、月間値が20t/km ² /月以下であること。

備考1：二酸化硫黄、浮遊粒子状物質の達成状況は日平均値の2%除外値で評価します。

備考2：微小粒子状物質1日平均値の達成状況は日平均値の98%値で評価します。

備考3：二酸化窒素の達成状況は日平均値の98%値で評価します。

【6】水質の環境目標値

(1) 生活環境の保全に関する項目

水系	水域区分 (評価地点)	BOD (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	溶存酸素 (mg/l)
都川	都川上流 (高根橋)	3 以下	1,000 以下	7.5 以上
	都川中流 (青柳橋)	3 以下	1,000 以下	7.5 以上
	都川下流 (都橋)	5 以下	—	5 以上
	葎川下流 (日本橋)	5 以下	—	5 以上
	支線都川 (新都川橋)	3 以下	5,000 以下	5 以上
	坂月川 (辺田前橋)	5 以下	5,000 以下	5 以上
	葎川上流 (源町 407 番地地先)	5 以下	—	5 以上
鹿島川	鹿島川上流 (下大和田町 1146 番地地先)	2 以下	1,000 以下	7.5 以上
	鹿島川上流 (平川橋)	2 以下	1,000 以下	7.5 以上
	鹿島川下流 (下泉橋)	2 以下	1,000 以下	7.5 以上
花見川	花見川上流 (花島橋)	5 以下	5,000 以下	5 以上
	勝田川	5 以下	5,000 以下	5 以上
	花見川下流 (新花見川橋)	5 以下	—	5 以上
その他の 水域	村田川 (高本谷橋)	2 以下	1,000 以下	7.5 以上
	浜田川 (下八坂橋)	5 以下	—	5 以上
	花園川 [草野水路] (高洲橋)	3 以下	—	5 以上
	浜野川 (浜野橋)	3 以下	—	5 以上
	生実川 (平成橋)	3 以下	1,000 以下	5 以上

備考：BOD の達成状況は日間平均値の 75%値で評価します。

水系	水域区分 (評価地点)	COD (mg/l)	溶存酸素 (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全窒素 (mg/l)	全りん (mg/l)	全亜鉛 (mg/l)
海域	千葉港 (千葉コンビ ナート湾内)	3 以下	5 以上	—	1.0 以下	0.09 以下	0.02 以下
	いなげの浜～幕張の 浜 (幕張の浜地先)	3 以下	5 以上	100 以下	0.6 以下	0.05 以下	0.02 以下

(2) 人の健康の保護に関する項目

項目	目標値
カドミウム	0.003mg/l 以下
全シアン	検出されないこと。(定量下限値：0.1mg/l)
鉛	0.01mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下
ひ素	0.01mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。(定量下限値：0.0005mg/l)
P C B	検出されないこと。(定量下限値：0.0005mg/l)
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下

トリクロロエチレン	0.01mg/1 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/1 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/1 以下
チウラム	0.006mg/1 以下
シマジン	0.003mg/1 以下
チオベンカルブ	0.02mg/1 以下
ベンゼン	0.01mg/1 以下
セレン	0.01mg/1 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1 以下
ふっ素	0.8mg/1 以下
ほう素	1mg/1 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/1 以下

備考1：年間平均値で評価します。ただし、全シアンについては最高値とします。

備考2：海域については、ふっ素及びほう素の環境目標値は適用しません。

【7】騒音

地域の類型			昼間 (午前6時～ 午後10時)	夜間 (午後10時～ 午前6時)
一般	A地域	第1種区域（第1種、第2種低層住居専用地域、第1種、第2種中高層住居専用地域）	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	B地域	第2種区域（第1種、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域）		
	C地域	第3種区域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域） 第4種区域（工業地域）	60 デシベル以下	50 デシベル以下
道路に面する地域	A地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60 デシベル以下	55 デシベル以下
	B地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域、及びC地域のうち、車線を有する道路に面する地域		65 デシベル以下	60 デシベル以下
	幹線道路に面する地域 (幹線交通を担う道路に近接する空間)		70 デシベル以下 (45 デシベル以下)	65 デシベル以下 (40 デシベル以下)

備考1：“幹線道路に面する地域”のうち（ ）の目標値は、個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る目標値。

備考2：“幹線交通を担う道路”とは、①道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）、②①に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路とします。

【8】有害化学物質

(1) ダイオキシン類

媒体	目標値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質	1 pg-TEQ/l 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下
底質	150 pg-TEQ/g 以下

備考1：目標値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とします。

備考2：大気及び水質の目標値は年間平均値で評価します。

(2) 有害大気汚染物質

項目	目標値
ベンゼン	1年平均値が、0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が、0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が、0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が、0.15mg/m ³ 以下であること。
アクリロニトリル	1年平均値が、2μg/m ³ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が、10μg/m ³ 以下であること。
水銀及びその化合物	1年平均値が、0.04μgHg/m ³ 以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が、0.025μgNi/m ³ 以下であること。
クロロホルム	1年平均値が、18μg/m ³ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が、1.6μg/m ³ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が、2.5μg/m ³ 以下であること。
ひ素及び無機ひ素化合物 ^{*1}	1年平均値が、6ngAs/m ³ 以下であること。
マンガン及びその化合物	1年平均値が、0.14μgMn/m ³ であること。

※1:指針値との比較評価に当たっては、全ひ素の濃度測定値をもって代用して差し支えありません。

【9】地下水

項目	目標値
カドミウム	0.003mg/l 以下
全シアン	検出されないこと。(定量下限値:0.1mg/l)
鉛	0.01mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下
ひ素	0.01mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。(定量下限値:0.0005mg/l)
P C B	検出されないこと。(定量下限値:0.0005mg/l)
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
チウラム	0.006mg/l 以下
シマジン	0.003mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ベンゼン	0.01mg/l 以下
セレン	0.01mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
ふっ素	0.8mg/l 以下
ほう素	1mg/l 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下

【10】土壌

項目	目標値
カドミウム	検液 10 につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。（定量下限値：0.1mg/l）
有機磷（りん）	検液中に検出されないこと。（定量下限値：0.1mg/l）
鉛	検液 10 につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 10 につき 0.05mg 以下であること。
ひ素	検液 10 につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 10 につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。（定量下限値：0.0005mg/l）
P C B	検液中に検出されないこと。（定量下限値：0.0005mg/l）
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 10 につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 10 につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 10 につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 10 につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 10 につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 10 につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 10 につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 10 につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 10 につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 10 につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 10 につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 10 につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 10 につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 10 につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 10 につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 10 につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 10 につき 1mg 以下であること。

5

環境の測定状況及び結果

【1】大気汚染測定局整備状況

地点番号	測定局	所在地	測定局設置年度	テレメータ化年度	測定項目										
					二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	光化学オキシダント	一酸化炭素	炭化水素	微小粒子状物質	気象			
												風向・風速	温度・湿度	日射放射収支	
一般環境大気	1	寒川小学校	中央区寒川町 1-205	1971	1971	○	○	○	○		○	○	○		
	2	福正寺	中央区今井 1-13-24	1971	1971	○	○	○				○	○		
	3	蘇我保育所	中央区蘇我 2-3-18	1972	1972	○	○	○				○	○		
	4	大宮小学校	若葉区大宮台 7-8-1	1968	1971		○	○	○		○		○		
	5	千城台北小学校	若葉区千城台北 1-4-1	1971	1971	○	○	○	○			○	○		
	6	山王小学校	稲毛区山王町 121	1971	1971		○	○	○				○	○	
	7	花見川小学校	花見川区花見川 4-1	1971	1971	○	○	○	○		○	○	○	○	
	8	宮野木	稲毛区宮野木町 996-9	1973	1973	○	○	○	○		○	○	○	○	○
	9	検見川小学校	花見川区検見川町 3-322-23	1969	1971		○	○	○		○		○		
	10	都公園	中央区都町 2-14	1975	1975	○	○	○	○		○		○		
	11	土気	緑区大椎町 1251-316	1976	1976	○	○	○	○		○	○	○		
	12	真砂公園	美浜区真砂 1-11	1978	1978	○	○	○	○			○	○		
	13	泉谷小学校	緑区おゆみ野中央 4-3	2007	2007		○	○	○		○		○		
自動車排ガス	14	千葉市役所	中央区千葉港 1-1	1970	1971		○	○		○	○		○	○	
	15	真砂	美浜区真砂 5-1	1983	1083		○	○		○	○	○	○		
	16	葎川	中央区中央 2-1-1	1970	1971		○	○			○				
	17	千草	稲毛区千草台2-1359-1	1974	1974		○	○		○	○	○			
	18	宮野木	花見川区宮野木台 4-521-1	1980	1980		○	○			○		○		

【2】大気環境測定結果

(1) 二酸化窒素の年平均値推移

(単位：ppm)

測定局	年度	2014	2015	2016	2017	2018
	寒川小学校	0.016	0.015	0.014	0.015	0.014
福正寺	0.014	0.014	0.014	0.014	0.013	
蘇我保育所	0.015	0.015	0.014	0.014	0.013	
大宮小学校	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008	
千城台北小学校	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009	
山王小学校	0.015	0.013	0.012	0.012	0.011	
花見川小学校	0.013	0.013	0.012	0.012	0.011	
宮野木	0.019	0.016	0.016	0.015	0.014	
検見川小学校	0.015	0.014	0.013	0.013	0.012	
都公園	0.015	0.014	0.013	0.014	0.013	
土気	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	
真砂公園	0.015	0.014	0.015	0.014	0.013	
泉谷小学校	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008	

測定局	年度	2014	2015	2016	2017	2018
	千葉市役所	0.024	0.020	0.017	0.016	0.015
真砂	0.023	0.022	0.022	0.020	0.019	
葎川	0.024	0.024	0.022	0.021	0.020	
千草	0.023	0.022	0.021	0.020	0.019	
宮野木	0.021	0.021	0.017	0.019	0.018	

(2) 二酸化硫黄の年平均値推移 (一般環境大気測定局)

(単位: ppm)

年度 測定局	2014	2015	2016	2017	2018
寒川小学校	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
福正寺	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
蘇我保育所	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002
千城台北小学校	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002
花見川小学校	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003
宮野木	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001
都公園	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
土気	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
真砂公園	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002

(3) 浮遊粒子状物質の年平均値推移

(単位: mg/m³)

年度 測定局	2014	2015	2016	2017	2018
寒川小学校	0.019	0.018	0.017	0.016	0.017
福正寺	0.019	0.019	0.017	0.016	0.016
蘇我保育所	0.017	0.016	0.017	0.017	0.018
大宮小学校	0.016	0.017	0.015	0.013	0.013
千城台北小学校	0.027	0.025	0.025	0.018	0.020
山王小学校	0.022	0.021	0.020	0.020	0.022
花見川小学校	0.017	0.014	0.014	0.014	0.014
宮野木	0.020	0.019	0.017	0.016	0.016
検見川小学校	0.018	0.012	0.011	0.010	0.012
都公園	0.016	0.015	0.016	0.016	0.015
土気	0.023	0.022	0.023	0.014	0.014
真砂公園	0.023	0.022	0.020	0.020	0.020
泉谷小学校	0.019	0.019	0.018	0.018	0.018

年度 測定局	2014	2015	2016	2017	2018
千葉市役所	0.019	0.020	0.017	0.016	0.016
真砂	0.020	0.019	0.017	0.016	0.019
葭川	0.022	0.021	0.020	0.020	0.021
千草	0.033	0.020	0.017	0.016	0.016
宮野木	0.019	0.020	0.018	0.015	0.017

(4) 一酸化炭素の年平均値推移 (自動車排出ガス測定局)

(単位: ppm)

年度 測定局	2014	2015	2016	2017	2018
千葉市役所	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3
真砂	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4
千草	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4

(5) 光化学オキシダントの昼間年平均値推移 (一般環境大気測定局)

(単位: ppm)

年度 測定局	2014	2015	2016	2017	2018
寒川小学校	0.030	0.032	0.030	0.032	0.031
大宮小学校	0.034	0.035	0.032	0.037	0.033
千城台北小学校	0.032	0.031	0.028	0.032	0.030
山王小学校	0.030	0.032	0.031	0.034	0.033
花見川小学校	0.031	0.031	0.032	0.034	0.032
宮野木	0.030	0.032	0.030	0.034	0.034
検見川小学校	0.031	0.032	0.033	0.035	0.033
都公園	0.032	0.032	0.030	0.032	0.031
土気	0.036	0.036	0.033	0.036	0.034
真砂公園	0.032	0.034	0.032	0.035	0.032
泉谷小学校	0.034	0.036	0.033	0.037	0.035

(6) 微小粒子状物質の年平均値推移

(単位：μg/m³)

測定局		年度				
		2014	2015	2016	2017	2018
一般局	寒川小学校	12.9	11.5	10.2	10.7	11.1
	蘇我保育所	14.8	12.6	11.8	10.4	10.2
	千城台北小学校	15.1	13.0	12.6	11.0	10.6
	花見川小学校	14.9	13.2	12.4	11.7	12.2
	宮野木	14.2	11.8	11.3	11.0	10.4
	土気	12.0	10.6	9.6	9.9	9.2
	真砂公園	12.4	11.2	10.2	10.5	10.6
	真砂	14.6	12.1	11.7	10.3	10.1
自排	千草	13.6	12.6	10.9	11.0	11.0

(7) 微小粒子状物質の成分測定結果推移

(千城台北小学校測定局) (単位：μg/m³)

測定項目		年度				
		2014	2015	2016	2017	2018
質量濃度		14.7	14.7	10.0	10.3	10.3
硫酸イオン		3.3	4.4	1.9	2.2	2.6
硝酸イオン		1.1	0.90	0.96	1.1	0.82
塩化物イオン		0.19	0.13	0.20	0.28	0.19
アンモニウムイオン		1.5	1.8	0.99	1.2	1.2
無機陽イオン		0.24	0.32	0.22	0.19	0.25
無機元素成分		0.50	0.54	0.56	0.48	0.59
有機炭素		4.0	3.3	2.8	2.7	3.0
元素状炭素		1.5	1.3	0.82	0.87	0.93

(8) 2018年度非メタン炭化水素測定結果

測定局		項目		6~9時の3時間平均値		6~9時の3時間平均値	
		6~9時 年平均値	0.20ppmC を超えた日数	0.31ppmC を超えた日数	0.31ppmC を超えた日数		
		ppmC	日数	割合 (%)	日数	割合 (%)	
一般局	寒川小学校	0.15	73	20.1	20	5.5	
	大宮小学校	0.08	12	3.3	3	0.8	
	花見川小学校	0.15	67	18.8	26	7.3	
	宮野木	0.13	55	15.2	24	6.6	
	検見川小学校	0.14	66	18.2	18	5.0	
	都公園	0.11	41	11.2	12	3.3	
	土気	0.11	36	10.3	6	1.7	
	泉谷小学校	0.14	52	16.4	15	4.7	

測定局		項目		6~9時の3時間平均値		6~9時の3時間平均値	
		6~9時 年平均値	0.20ppmC を超えた日数	0.31ppmC を超えた日数	0.31ppmC を超えた日数		
		ppmC	日数	割合 (%)	日数	割合 (%)	
自排局	千葉市役所	0.16	87	23.8	21	5.8	
	真砂	0.11	39	10.7	6	1.6	
	葭川	0.14	55	15.2	20	5.5	
	千草	0.14	65	17.9	18	5.0	
	宮野木	0.17	101	28.1	32	8.9	

備考1：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」によると、光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあります。

備考2：「割合」とは6~9時測定日数における超過日数の割合のことです。

(9) 非メタン炭化水素の年平均値推移

(単位：ppmC)

測定局		年度				
		2014	2015	2016	2017	2018
一般局	寒川小学校	0.10	0.11	0.16	0.13	0.14
	大宮小学校	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08
	花見川小学校	0.11	0.11	0.10	0.10	0.13
	宮野木	0.13	0.13	0.13	0.13	0.11
	検見川小学校	0.11	0.11	0.11	0.12	0.13
	都公園	0.10	0.10	0.12	0.10	0.10
	土気	0.11	0.11	0.09	0.09	0.10
	泉谷小学校	0.11	0.11	0.11	0.12	0.12

測定局		年度				
		2014	2015	2016	2017	2018
自排局	千葉市役所	0.14	0.15	0.17	0.15	0.15
	真砂	0.10	0.10	0.11	0.10	0.09
	葭川	0.14	0.15	0.15	0.13	0.14
	千草	0.14	0.14	0.13	0.12	0.13
	宮野木	0.19	0.14	0.14	0.13	0.15

【3】公共用水域の調査結果

(1) 花見川 (C 類型) の水質経年変化

地点名	pH (6.5~8.5)					DO (5mg/l 以上)					BOD [75%値] (5mg/l 以下)					SS (50mg/l 以下)				
	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018
新花見川橋○	8.1	7.9	7.8	7.7	7.9	8.7	7.9	7.4	7.3	8.1	2.7	2.6	2.3	2.5	3.2	5	7	5	5	7
汐留橋	8.2	8.0	8.0	7.7	8.1	12	11	10	8.8	11	4.2	4.7	4.6	3.5	3.6	7	11	8	6	9
花島橋	7.9	7.6	7.9	7.6	7.9	9.8	9.0	9.7	7.8	9.3	3.5	3.8	4.0	3.5	4.1	6	8	7	6	7
勝田川管理橋△	7.5	7.5	7.5	7.6	7.7	8.0	7.7	8.0	8.2	7.7	2.8	2.8	2.3	2.6	3.0	4	4	2	2	3
八千代都市下水路△	8.6	8.3	8.3	8.3	8.3	15	13	13	14	13	1.6	2.0	2.4	1.6	1.6	2	2	3	2	2

備考1：pH は水素イオン濃度、DO は溶存酸素、BOD は生物的酸素要求量、SS は浮遊物質のことです。

備考2：○印は、環境基準点。△印は、類型指定なし。() 内は環境基準。

地点名	全亜鉛(0.03mg/l 以下)					ノニルフェノール(0.002mg/l 以下)					LAS(0.05mg/l 以下)				
	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018
新花見川橋○	0.006	0.008	0.008	0.007	0.005	0.00010	0.00008	0.00008	0.00011	0.00009	0.0042	0.0052	0.0035	0.0030	0.0009
花島橋	-	-	-	0.016	0.010	-	-	-	0.00011	0.00008	-	-	-	0.0014	0.0014
勝田川管理橋△	-	-	-	0.024	0.011	-	-	-	0.00015	0.00009	-	-	-	0.0065	0.0064

備考：LAS は「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」のことです。

(2) 都川 (E 類型) の水質経年変化

地点名	pH (6.0~8.5)					DO (2mg/l 以上)					BOD [75%値] (10mg/l 以下)					SS (**)				
	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018
都橋○	7.9	7.8	7.8	7.8	7.7	8.1	7.7	8.2	7.6	7.7	1.6	1.4	1.5	0.9	1.3	3	3	3	2	4
立会橋下	7.8	7.7	7.8	7.8	7.8	9.5	9.0	9.3	9.0	9.1	1.5	1.5	1.1	1.6	1.6	6	5	6	5	6
青柳橋	7.8	7.7	7.8	7.8	7.8	9.6	9.3	9.3	9.0	9.1	2.0	1.7	1.1	1.6	1.9	6	5	6	5	6
新都川橋△	7.7	7.6	7.8	7.7	7.7	9.6	8.9	9.1	9.1	9.1	1.1	1.0	1.2	1.0	1.0	3	4	3	3	6
辺田前橋△	7.7	7.5	7.7	7.7	7.6	9.3	8.5	8.7	8.4	8.1	2.2	2.1	2.3	2.0	2.2	5	5	5	6	5
高根橋	7.8	7.7	7.8	7.9	7.8	9.2	8.9	9.0	9.2	9.1	1.2	1.1	1.3	0.9	1.1	4	4	3	4	5

備考：**印は、「ごみ等の浮遊が認められないこと。」

地点名	全亜鉛(0.03mg/l 以下)					ノニルフェノール(0.002mg/l 以下)					LAS(0.05mg/l 以下)				
	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018
都橋○	0.005	0.004	0.003	0.004	0.007	0.00010	0.00006	0.00009	0.00009	0.00010	0.012	0.0092	0.012	0.0055	0.011
青柳橋	-	-	-	0.005	0.009	-	-	-	0.00011	0.00007	-	-	-	0.0035	0.0031
新都川橋△	-	-	-	0.003	0.006	-	-	-	0.00014	<0.00006	-	-	-	0.0024	0.0037
辺田前橋△	-	-	-	0.008	0.011	-	-	-	0.00009	<0.00006	-	-	-	0.012	0.0023
高根橋	-	-	-	0.006	0.010	-	-	-	0.00009	0.00007	-	-	-	0.0045	0.0041

(3) 葭川 (E 類型) の水質経年変化

地点名	pH (6.0~8.5)					DO (2mg/l 以上)					BOD [75%値] (10mg/l 以下)					SS (**)				
	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018
日本橋○	7.7	7.6	7.5	7.7	7.7	6.3	5.6	5.8	5.7	6.0	4.0	5.4	4.5	8.0	4.0	2	1	2	2	3
都賀川橋梁△	8.1	7.8	7.8	7.8	8.0	10	9.0	9.0	8.6	10	8.9	9.0	8.1	9.3	6.9	5	3	2	2	3
源町407番地地先△	8.0	7.8	8.0	8.0	8.0	10	8.9	9.7	9.7	9.9	2.1	5.9	2.1	2.4	1.7	2	5	2	3	3

地点名	全亜鉛(0.03mg/l 以下)					ノニルフェノール(0.002mg/l 以下)					LAS(0.05mg/l 以下)				
	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018
日本橋○	0.013	0.010	0.010	0.009	0.020	0.00012	0.00007	0.00014	0.00009	0.0010	0.014	0.011	0.014	0.018	0.0085
源町407番地地先△	-	-	-	0.012	0.021	-	-	-	0.00010	0.00015	-	-	-	0.0032	0.0027

(4) 鹿島川 (A 類型) の水質経年変化

地点名	pH (6.5~8.5)					DO (7.5mg/l 以上)					BOD [75%値] (2mg/l 以下)					SS (25mg/l 以下)				
	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018
下泉橋	7.7	7.7	7.8	7.8	7.7	9.9	10	9.7	9.7	9.6	1.0	1.0	1.2	0.80	1.0	4	4	4	4	5
中田橋△	8.0	7.8	7.8	8.0	8.0	12	11	10	10	11	2.2	1.6	1.4	1.8	1.8	4	3	3	4	4
富田橋△	7.8	7.8	7.8	7.9	7.9	10	10	10	10	10	1.3	0.8	1.0	1.4	1.9	3	3	3	4	4
平川橋△	7.9	7.9	7.7	7.9	8.2	12	12	11	11	12	1.7	1.3	1.5	1.3	1.2	4	2	2	2	2
下大和田町 1146 番 地地先△	7.7	7.7	7.7	7.9	8.0	10	9.9	9.9	10	10	1.1	0.9	1.0	1.2	1.6	3	4	3	2	3

地点名	大腸菌群数(1000MPN/100ml 以下)				
	2014	2015	2016	2017	2018
下泉橋	250,000	240,000	58,000	15,000	53,000
中田橋△	1,300,000	310,000	200,000	32,000	140,000
富田橋△	15,000	8,500	2,100	3,000	6,000
平川橋△	200,000	9,000	6,900	6,000	15,000
下大和田町 1146 番 地地先△	3,500	20,000	4,300	1,500	11,000

地点名	全亜鉛(0.03mg/l 以下)					ノニルフェノール(0.002mg/l 以下)					LAS(0.05mg/l 以下)				
	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018
下泉橋	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	-	-	-	0.00012	0.00007	-	-	-	0.014	0.0011
平川橋△	-	-	-	0.002	0.003	-	-	-	0.00012	0.00007	-	-	-	0.0018	0.0045
下大和田町 1146 番 地地先△	-	-	-	0.002	0.002	-	-	-	0.00016	0.00007	-	-	-	0.0006	0.0039

(5) 村田川 (C 類型) の水質経年変化

地点名	pH (6.5~8.5)					DO (5mg/l 以上)					BOD [75%値] (5mg/l 以下)					SS (50mg/l 以下)				
	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018
高本谷橋	7.4	7.5	7.5	7.6	7.6	9.3	9.2	8.8	8.8	8.6	1.1	0.8	0.9	1.0	1.1	3	3	3	4	5

地点名	全亜鉛(0.03mg/l 以下)					ノニルフェノール(0.002mg/l 以下)					LAS(0.05mg/l 以下)				
	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018
高本谷橋	-	-	-	0.003	0.002	-	-	-	0.00017	0.00011	-	-	-	0.0035	0.0019

(6) その他の河川の水質経年変化

地点名	pH					DO					BOD[75%値]					SS					
	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018	
浜田川 下八坂橋△	8.7	8.2	8.7	8.5	8.5	14	11	15	14	13	2.2	2.0	2.2	2.7	2.1	3	3	3	6	4	
花園川 高洲橋△	8.2	8.0	8.0	8.1	8.1	6.9	6.1	6.7	5.6	7.0	1.5	1.9	1.8	1.8	1.2	4	4	4	3	3	
浜野川	浜野橋△	7.9	7.9	7.7	7.7	7.9	7.0	7.2	7.2	6.6	7.5	1.3	1.4	1.3	1.1	1.6	3	2	3	3	4
	どうみき橋△	8.0	7.9	7.8	7.8	7.9	7.8	7.7	8.0	7.2	7.8	1.5	1.3	1.5	1.4	1.2	4	2	3	4	3
生実川 平成橋△	8.0	7.8	7.7	7.7	7.8	8.3	8.5	8.6	8.0	8.5	1.6	1.1	1.4	1.2	1.8	8	8	8	5	6	

地点名	全亜鉛(0.03mg/l 以下)					ノニルフェノール(0.002mg/l 以下)					LAS(0.05mg/l 以下)				
	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018
浜田川 下八坂橋△	-	-	-	0.004	0.005	-	-	-	0.00010	0.00008	-	-	-	0.012	0.0039
花園川 高洲橋△	-	-	-	0.007	0.006	-	-	-	0.00010	0.00006	-	-	-	0.0023	0.0011
浜野川 浜野橋△	-	-	-	0.010	0.008	-	-	-	0.00011	0.00007	-	-	-	0.017	0.0034
生実川 平成橋△	-	-	-	0.004	0.007	-	-	-	0.00011	0.00006	-	-	-	0.0053	0.0018

(7) 海域の水質経年変化

地点名	pH (7.0~8.3)					DO (2mg/1以上)					COD [75%値] (8mg/1以下)				
	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018
千葉港No.1*	8.5	8.4	8.4	8.4	8.3	7.9	6.8	8.1	7.4	7.7	3.3	3.1	3.5	3.4	3.1
千葉港No.3*	8.4	8.3	8.2	8.3	8.2	7.0	5.9	6.6	6.4	6.4	4.3	3.3	3.4	4.1	3.8
千葉港No.5*	8.4	8.3	8.2	8.4	8.3	6.6	5.8	6.8	6.7	6.7	3.4	3.2	3.2	3.7	3.3
市独自調査地点	pH (7.8~8.3)					DO (5mg/1以上)					COD [75%値] (3mg/1以下)				
東京湾No.8	8.5	8.4	8.4	8.5	8.4	8.0	7.0	8.1	8.3	7.4	3.2	3.8	4.2	4.0	3.9

地点名	全窒素 (1.0mg/1以下)					全りん (0.09mg/1以下)					底層DO				
	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018
千葉港No.1*	0.84	0.78	0.86	0.66	0.63	0.073	0.067	0.074	0.066	0.066	-	-	-	6.7	7.3
千葉港No.3*	0.95	1.0	0.93	0.87	0.94	0.097	0.077	0.073	0.071	0.070	-	-	-	4.4	4.7
千葉港No.5*	1.0	1.1	0.79	0.78	0.70	0.16	0.10	0.083	0.076	0.072	-	-	-	4.5	5.7
市独自調査地点	全窒素 (0.6mg/1以下)					全りん (0.05mg/1以下)					底層DO				
東京湾No.8	1.1	0.94	0.80	1.0	0.79	0.094	0.085	0.11	0.079	0.074	-	-	-	7.7	7.0

地点名	全亜鉛 (0.02mg/1以下)					ノニルフェノール (0.001mg/1以下)					LAS (0.01mg/1以下)				
	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018	2014	2015	2016	2017	2018
千葉港No.1*	0.005	0.006	0.005	0.004	0.005	0.00009	0.00006	0.00007	0.00007	0.00007	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
千葉港No.3*	0.005	0.004	0.004	0.003	0.004	0.00010	0.00006	0.00007	0.00009	0.00007	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
千葉港No.5*	0.006	0.003	0.004	0.004	0.005	0.00009	0.00006	0.00006	0.00006	0.00006	<0.0006	0.0006	<0.0006	0.0007	<0.0006
市独自調査地点	全亜鉛 (0.02mg/1以下)					ノニルフェノール (0.001mg/1以下)					LAS (0.01mg/1以下)				
千葉港No.8	0.006	0.006	0.007	0.004	0.003	-	-	-	0.00010	0.00007	-	-	-	<0.0006	<0.0006

備考1: CODは生物的酸素要求量のことです。

備考2: CODは「各月の上層下層平均値」の年間75%値、全窒素/全りんは上層のみの年間平均値、底層DOは下層のみの年間平均値、その他は上層下層の年間平均値です。

備考3: *印は、環境基準補助点。

備考4: 底層DOの環境基準の達成状況の評価、具体的な水域における類型指定等については現在検討中であることから、千葉市の測定地点における環境基準は決定していない。

(8) 2018年度の河川の健康項目測定結果

(単位: mg/1)

河川名	地点名	カドミウム (0.003以下)	全シアン (検出されないこと)	鉛 (0.01以下)	六価クロム (0.05以下)	ひ素 (0.01以下)	総水銀 (0.0005以下)
		平均値	最大値	平均値	平均値	平均値	平均値
花見川	新花見川橋○	<0.0003	不検出	0.001	<0.005	<0.005	<0.0005
	汐留橋	<0.0003	不検出	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005
	花島橋	<0.0003	不検出	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005
	勝田橋	<0.0003	不検出	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005
	八千代都市下水路	<0.0003	不検出	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005
都川	都橋○	<0.0003	不検出	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005
	立会橋下	<0.0003	不検出	0.002	<0.005	<0.005	<0.0005
	青柳橋	<0.0003	不検出	0.001	<0.005	<0.005	<0.0005
	新都川橋	<0.0003	不検出	0.001	<0.005	<0.005	<0.0005
	辺田前橋	<0.0003	不検出	0.001	<0.005	<0.005	<0.0005
	高根橋	<0.0003	不検出	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005
葭川	日本橋○	<0.0003	不検出	0.001	<0.005	<0.005	<0.0005
	都賀川橋梁	<0.0003	不検出	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005
	源町407番地地先	<0.0003	不検出	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005
鹿島川	下泉橋	<0.0003	不検出	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005
	中田橋	<0.0003	不検出	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005
	富田橋	<0.0003	不検出	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005
	平川橋	<0.0003	不検出	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005
	下大和田町1146番地地先	<0.0003	不検出	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005
村田川	高本谷橋	<0.0003	不検出	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005
浜田川	下八坂橋	<0.0003	不検出	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005
花園川	高洲橋	<0.0003	不検出	<0.001	<0.005	0.005	<0.0005
浜野川	浜野橋	<0.0003	不検出	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005
	どうみき橋	<0.0003	不検出	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005
生実川	平成橋	<0.0003	不検出	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005

参考資料

河川名	地点名	PCB (検出されないこと)	ジクロロメタン (0.02 以下)	四塩化炭素 (0.002 以下)	1,2-ジクロロエタン (0.004 以下)	1,1-ジクロロエチレン (0.1 以下)	シス-1,2-ジクロロエチレン (0.04 以下)
		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
花見川	新花見川橋○	不検出	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
	汐留橋	-	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
	花島橋	-	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
	勝田橋	-	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
	八千代都市下水路	-	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
都川	都橋○	不検出	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
	立会橋下	-	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
	青柳橋	-	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
	新都川橋	-	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
	辺田前橋	-	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
	高根橋	-	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
葎川	日本橋○	不検出	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
	都賀川橋梁	-	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
	源町 407 番地地先	-	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
鹿島川	下泉橋	不検出	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
	中田橋	-	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
	富田橋	-	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
	平川橋	-	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
	下大和田町 1146 番地地先	-	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
村田川	高本谷橋	不検出	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
浜田川	下八坂橋	不検出	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
花園川	高洲橋	不検出	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
浜野川	浜野橋	不検出	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
	どうみき橋	-	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
生実川	平成橋	不検出	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004

河川名	地点名	1,1,1-トリクロロエタン (1 以下)	1,1,2-トリクロロエタン (0.006 以下)	トリクロロエチレン (0.01 以下)	テトラクロロエチレン (0.01 以下)	1,3-ジクロロプロペン (0.002 以下)	ベンゼン (0.01 以下)
		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
花見川	新花見川橋○	<0.1	<0.0006	0.001	<0.001	<0.0002	<0.001
	汐留橋	<0.1	<0.0006	<0.001	0.002	<0.0002	<0.001
	花島橋	<0.1	<0.0006	<0.001	0.001	<0.0002	<0.001
	勝田橋	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001
	八千代都市下水路	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001
都川	都橋○	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001
	立会橋下	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001
	青柳橋	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001
	新都川橋	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001
	辺田前橋	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001
	高根橋	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001
葎川	日本橋○	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001
	都賀川橋梁	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001
	源町 407 番地地先	<0.1	<0.0006	<0.001	0.001	<0.0002	<0.001
鹿島川	下泉橋	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001
	中田橋	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001
	富田橋	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001
	平川橋	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001
	下大和田町 1146 番地地先	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001
村田川	高本谷橋	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001
浜田川	下八坂橋	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001
花園川	高洲橋	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001
浜野川	浜野橋	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001
	どうみき橋	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001
生実川	平成橋	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001

河川名	地点名	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (10以下)	ふっ素 (0.8以下)	ほう素 (1以下)	1.4-ジオキサン (0.05以下)
		平均値	平均値	平均値	平均値
花見川	新花見川橋○	2.3	0.26	0.9	<0.005
	汐留橋	2.4	0.08	<0.1	-
	花島橋	1.9	0.11	<0.1	-
	勝田橋	3.4	<0.08	<0.1	-
	八千代都市下水路	4.1	0.42	0.1	-
都川	都橋○	1.9	0.18	0.7	<0.005
	立会橋下	1.7	<0.08	0.1	-
	青柳橋	1.9	<0.08	<0.1	-
	新都川橋	1.4	0.10	<0.1	-
	辺田前橋	2.1	<0.08	<0.1	-
	高根橋	2.2	<0.08	<0.1	-
葎川	日本橋○	4.8	0.12	0.5	<0.005
	都賀川橋梁	3.9	<0.08	0.2	-
	源町407番地地先	3.1	<0.08	<0.1	-
鹿島川	下泉橋	4.0	<0.08	<0.1	<0.005
	中田橋	2.9	<0.08	<0.1	-
	富田橋	5.2	<0.08	<0.1	-
	平川橋	3.8	0.09	<0.1	-
	下大和田町1146番地地先	2.9	0.08	<0.1	-
村田川	高本谷橋	2.0	<0.08	<0.1	<0.005
浜田川	下八坂橋	3.8	0.23	0.5	-
花園川	高洲橋	1.2	0.70	※2.3	-
浜野川	浜野橋	2.5	0.30	※1.1	-
	どうみき橋	1.6	0.26	1.0	-
生実川	平成橋	1.0	0.34	※1.2	-

河川名	地点名	チウラム (0.006以下)	シマジン (0.003以下)	チオベンカルブ (0.02以下)	セレン (0.01以下)
		平均値	平均値	平均値	平均値
花見川	新花見川橋○	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.005
都川	都橋○	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.005
葎川	日本橋○	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.005

備考1：○印は、環境基準点。()内は環境基準。
 備考2：※においては測定地点が河口付近であり、海水の影響で基準超過したものと考えられます。
 備考3：アルキル水銀は、総水銀が検出された場合測定します。

(9) 2018年度の海域の健康項目測定結果

(単位：mg/l)

水域名	地点名	カドミウム (0.003以下)	全シアン (検出されないこと)	鉛 (0.01以下)	六価クロム (0.05以下)	ひ素 (0.01以下)	総水銀 (0.0005以下)
		平均値	最大値	平均値	平均値	平均値	平均値
千葉港(甲)	千葉港 No.1*	<0.0003	不検出	0.0010	<0.005	<0.005	<0.0005
	千葉港 No.3*	<0.0003	不検出	0.0011	<0.005	<0.005	<0.0005
	千葉港 No.5*	<0.0003	不検出	0.0010	<0.005	<0.005	<0.0005
東京湾(9)	東京湾 No.8	<0.0003	不検出	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005

水域名	地点名	PCB (検出されないこと)	ジクロロメタン (0.02以下)	四塩化炭素 (0.002以下)	1,2-ジクロロエタン (0.004以下)	1,1-ジクロロエチレン (0.1以下)	シス-1,2-ジクロロエチレン (0.04以下)
		平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
千葉港(甲)	千葉港 No.1*	不検出	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
	千葉港 No.3*	不検出	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
	千葉港 No.5*	不検出	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
東京湾(9)	東京湾 No.8	不検出	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004

参考資料

水域名	地点名	1.1.1-トリクロロエタン (1以下)	1.1.2-トリクロロエタン (0.006以下)	トリクロロエチレン (0.01以下)	テトラクロロエチレン (0.01以下)	1.3-ジクロロプロペン (0.002以下)	チウラム (0.006以下)
		平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
千葉港(甲)	千葉港 No.1*	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006
	千葉港 No.3*	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006
	千葉港 No.5*	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.0006
東京湾(9)	東京湾 No.8	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.0002	-

水域名	地点名	シマジン (0.003以下)	チオベンカルブ (0.02以下)	ベンゼン (0.01以下)	セレン (0.01以下)	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (10以下)	1.4-ジオキサン (0.05以下)
		平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
千葉港(甲)	千葉港 No.1*	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.005	0.24	<0.005
	千葉港 No.3*	<0.0003	<0.002	0.001	<0.005	0.28	<0.005
	千葉港 No.5*	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.005	0.28	<0.005
東京湾(9)	東京湾 No.8	-	-	<0.001	-	0.28	<0.005

備考：*印は、環境基準補助点。

【4】自動車騒音レベルの推移

(単位：デシベル)

No	道路名	昼間					夜間						
		基準	2014	2015	2016	2017	2018	基準	2014	2015	2016	2017	2018
1	国道14号	70	63	64	64	65	65	65	61	61	61	62	62
2	国道16号		74	73	71	73	74		73				
3	国道16号バイパス(京葉道路)		57	57	58	56	56		53	53	54	52	53
4	国道51号		68	69	68	69	69		65	66	65	66	67
5	国道126号		70	70	69	70	69		68	68	68	68	68
6	国道357号(南)		74	74	73	74	74		74	74	73	73	74
7	国道357号(西)(東関東自動車道)		62	62	62	62	62		57	57	58	57	57
8	主要地方道千葉大網線		70	70	69	70	68		68	68	67	68	66
9	主要地方道長沼船橋線		70	72	71	72	71		69	70	71	71	70
10	主要地方道穴川天戸線		67	69	68	69	68		63	66	65	65	64
11	主要地方道千葉茂原線		72	72	71	72	72		69	70	70	70	69
12	市道中央赤井町線		69	69	69	70	69		66	65	66	65	65
13	市道新港穴川線		69	71	70	71	72		65	68	65	67	69
14	市道千葉臨海線		58	57	58	57	57		52	55	50	52	53

【5】道路交通振動レベルの推移

(単位：デシベル)

No	道路名	昼間					夜間						
		要請限度	2014	2015	2016	2017	2018	要請限度	2014	2015	2016	2017	2018
1	国道14号	70	43	44	44	44	43	65	40	40	40	40	39
2	国道16号		53	52	52	53	50		52	52	50	53	50
3	国道16号バイパス(京葉道路)	65	46	47	46	48	49	60	43	43	43	45	47
4	国道51号		50	50	51	51	50		48	48	50	50	49
5	国道126号	70	40	41	41	41	40	65	35	35	35	35	34
6	国道357号(南)	65	47	48	46	47	48	60	45	45	45	46	45
7	国道357号(西)(東関東自動車道)		45	44	45	45	46		41	41	43	42	43
8	主要地方道千葉大網線		52	52	55	55	56		49	49	51	51	50
9	主要地方道長沼船橋線		54	55	56	57	54		53	54	55	55	53
10	主要地方道穴川天戸線		48	51	51	51	52		41	48	47	46	47
11	主要地方道千葉茂原線		47	48	47	48	47		44	44	43	43	43
12	市道中央赤井町線		40	40	41	41	41		36	35	38	36	37
13	市道新港穴川線		70	50	50	49	50		49	65	47	47	45
14	市道千葉臨海線	65	47	47	46	45	46	60	43	42	40	41	41

【6】ダイオキシン類調査結果

(1) 大気環境の推移

(単位：pg-TEQ/m³)

測定局	年度	2014	2015	2016	2017	2018
花見川小学校		0.016	0.026	0.030	0.076	0.041
山王小学校		0.020	0.037	0.062	0.038	0.048
千城台北小学校		0.018	0.030	0.028	0.050	0.040
千葉市水道局		0.030	0.065	0.046	0.029	0.16
真砂公園		0.016	0.031	0.026	0.026	0.049
福正寺		0.021	0.026	0.032	0.025	0.028

(2) 2018年度の河川の水質及び底質調査結果

水域名	調査地点	測定値 (調査日 2019.1.21)	
		水質 (pg-TEQ/l)	底質 (pg-TEQ/g)
花見川	新花見川橋	0.077	7.5
都川	都橋	0.065	0.55
葭川	日本橋	0.047	0.44

(3) 2018年度の海域の水質及び底質調査結果

水域名	調査地点	測定値 (調査日 2019.2.19)	
		水質 (pg-TEQ/l)	底質 (pg-TEQ/g)
東京湾	No.1	0.36	10
	No.3	0.11	33

(4) 2018年度の地下水・土壌調査結果

調査地点		測定値 (調査日 2019.2.5)	
		地下水 (pg-TEQ/l)	土壌 (pg-TEQ/g)
若葉区	大宮台7丁目	0.030	1.2
緑区	おゆみ野中央4丁目	0.030	0.55

【7】地盤沈下・地下水位観測井一覧表

種別	井戸名称	所在地	標高 TP+ (m)	地域 法指定○ その他-	構造等					観測開始年月	設置者	管理者	
					深さ (m)	外管	外管内径 (mm)	ストレーナー 位置 (m)	自記水位計 形式				自記沈下計 形式
△	新宿	中央区新宿 2-15-1	5.84	○	250	○	200	211.0~228.0	ロガー式		1973年 8月	市	市
△	市場	中央区市場町 1-1	4.30	○	250	○		88.0~ 94.0 125.0~148.0 190.0~232.0	ロガー式		1973年 2月	市	市
●	生実	中央区生実町 1928	21.97	○	298	◎	350	228.0~244.0	ロガー式	電気式長期巻	1972年 12月	市	市
△	富田	若葉区富田町 983-1	41.96	-	150	○	250	82.5~ 88.5 110.5~128.0	ロガー式		1980年 6月	市	市
△	源	若葉区源町 268-3	25.92	○	151	○	250	123.5~145.6	ロガー式		1982年 12月	市	市
△	六方	若葉区源町 482-2	22.56	○	200	○	100	180.0~195.0	ロガー式		2002年 2月	市	市
△	検見川	花見川区検見川町 5-2323-21	17.42	○	15	○	1000		ロガー式		1971年 11月	市	市
△	高洲	美浜区高洲 2-8-3	3.33	○	100	○	250		ロガー式		1973年 4月	市	市
△	刈田子	緑区刈田子町 85	8.38	○	25	○	250	21.0~ 25.0	ロガー式		1992年 3月	市	市
●	東寺山	若葉区東寺山町 1001(鹿島神社)	29.17	○	480	◎	400	420.4~453.6	ロガー式	電気式長期巻	1972年 3月	県	市
△	浜野-1	中央区浜野町 1335(生浜小学校)	4.44	○	155	○	150	128.3~150.3	ロガー式		1960年 6月	県	市
△	浜野-2	中央区浜野町 1335(生浜小学校)	4.56	○	230	○	150	218.0~230.0	ロガー式		1963年 6月	県	市
△	末広-1	中央区末広 2-10-1(末広中学校)	4.78	○	222	○	150	210.0~222.0	ロガー式		1963年 4月	県	市
△	末広-2	中央区末広 2-10-1(末広中学校)	4.88	○	148	○	150	136.0~148.0	ロガー式		1963年 4月	県	市
△	白旗	中央区白旗 1-5-3(蘇我中学校)	10.51	○	224	○	150	212.0~224.0	ロガー式		1963年 6月	県	市

備考：<種別> ●印 沈下計水位計併設 (2か所) △印 水位計設置 (13か所) <外管> ◎印 二重管 ○印 単管

【8】2018年地下水位変動及び降水量

(m)

井戸 名称	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
新宿	2.391	2.425	2.465	2.491	2.249	1.900	1.705	1.513	1.722	2.051	2.228	2.308
市場	2.415	2.337	2.378	2.346	2.089	1.781	1.549	1.407	1.829	2.194	2.342	2.377
生実	9.932	9.976	9.952	9.000	7.977	8.111	7.520	7.825	8.843	9.405	9.605	9.719
富田	25.314	25.343	25.398	24.529	20.979	20.738	20.627	20.804	23.424	24.469	24.808	24.988
源	3.467	3.380	3.384	3.243	1.957	1.382	1.315	1.225	2.156	2.948	3.246	3.259
六方	1.204	1.225	1.245	1.200	0.055	-0.801	-0.906	-1.202	-0.359	0.473	0.824	0.954
検見川	4.532	4.402	4.306	4.255	4.244	4.278	4.328	4.313	4.230	4.300	4.342	4.261
高洲	2.464	2.389	2.028	1.194	1.034	0.990	0.913	0.900	1.093	1.341	1.282	1.243
刈田子	7.224	7.155	7.258	7.118	7.203	7.276	7.156	7.139	7.166	7.304	7.191	7.148
東寺山	3.829	3.732	3.737	3.739	2.903	2.255	2.297	2.067	2.758	3.472	3.759	3.794
浜野-1	4.397	4.398	4.399	4.398	4.397	4.397	4.397	4.398	4.399	4.400	4.401	4.401
浜野-2	4.490	4.492	4.493	4.493	4.492	4.492	4.492	4.492	4.492	4.492	4.493	4.493
末広-1	4.389	4.399	4.410	4.386	4.008	3.701	3.558	3.359	3.677	4.034	4.205	4.289
末広-2	3.530	3.484	3.509	3.466	3.130	2.846	2.674	2.485	2.880	3.245	3.397	3.449
白旗	6.984	7.004	7.001	6.759	6.065	5.868	5.658	5.562	6.121	6.559	6.730	6.818
降水量 (mm)	60.0	18.0	188.5	76.5	192.0	156.0	83.0	58.5	285.0	65.5	34.0	43.5

6

環境の保全に関する協定締結企業一覧

2018年度末現在

協定締結企業名	工場所在地	業種	細目協定
【三者協定】			
JFEスチール(株)	中央区川崎町1	製鉄	大気、水質、地質、騒音、悪臭
東京電力フュエル&パワー(株)	中央区蘇我町2-1377	電力供給	大気、水質、地質、騒音、悪臭
JFE鋼板(株)	中央区塩田町385-1	鉄板加工	大気、水質、地質、騒音、悪臭
新東日本製糖(株)	美浜区新港36	精製糖業	大気、水質、地質、騒音、地盤沈下、悪臭
サミット美浜パワー(株)	美浜区新港35	電力供給	大気、地質、騒音、悪臭
(株)J-オイルミルズ	美浜区新港230	食用油製造	大気、水質、地質、騒音、悪臭
美浜シーサイドパワー(株)	美浜区新港228-1	電力供給	大気、地質、騒音、悪臭
【二者協定】			
サミット製油(株)	美浜区新港38	食用油製造	大気、地質、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
関東天然瓦斯開発(株)	若葉区殿台町407	天然ガス採取	水質、地質、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
(株)オチアイ	花見川区犢橋町1650-1	工業用ファスナー製造	大気、水質、地質、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
パーカー加工(株)	美浜区新港197	金属表面処理	水質、地質、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
大森工業(株)	花見川区千種町323	メッキ	大気、水質、地質、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	稲毛区穴川4-9-1	研究所	大気、地質、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
白鳥製薬(株)	美浜区新港54	医薬品製造	大気、地質、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
(株)御国工業	中央区浜野町1327-2	ドラム缶再生業	大気、地質、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
ミヨシ油脂(株)	美浜区新港2-5	油脂製造	大気、地質、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
東洋アルミニウム(株)	稲毛区六方町260	アルミ箔製造	大気、地質、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
千葉明治牛乳(株)	若葉区愛生町1	乳製品製造	大気、水質、地質、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
日東紡績(株)	稲毛区六方町210	植物工場	大気、地質、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
山崎製パン(株)	美浜区新港22	パン和洋菓子製造	大気、地質、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
大成ユーレック(株)	稲毛区六方町60	PCコンクリート製品製造	大気、水質、地質、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)	美浜区中瀬2-4	熱供給	大気、地質、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
SEMITEC(株)	花見川区天戸町1319-1	半導体素子製造	水質、地質、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
昭和電工(株)	緑区大野台1-1-1	総合科学研究開発	大気、地質、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
(株)NIPPO	稲毛区六方町258-1	アスファルト混合物製造	大気、地質、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
ポーソー油脂(株)	稲毛区六方町231	油脂製造	大気、地質、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
大林道路(株)	中央区村田町893	アスファルト合材製造	大気、地質、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
前田道路(株)	稲毛区六方町205	アスファルト合材製造	大気、地質、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
オリエンタル酵母工業(株)	美浜区新港8-2	配合飼料製造	大気、地質、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
住友建機(株)	稲毛区長沼原町731-1	機械器具製造	大気、地質、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
住友重機械工業(株)	稲毛区長沼原町731-1	重機械器具製造	大気、地質、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
理研ビタミン(株)	美浜区新港56	食品・医薬品製造	大気、地質、騒音、振動、地盤沈下、悪臭

7

放射線対策の概要

東京電力福島第一原子力発電所事故により生じた放射線問題に対し、市では様々な対策を実施してきましたが、2018年度に実施した主な対策は以下のとおりです。

【1】空間放射線量率の測定

(1) 市内学校、保育所、幼稚園、及び公園等の測定

2011年10月より、市立小中学校、保育所（園）等、公園等の測定を実施しています。

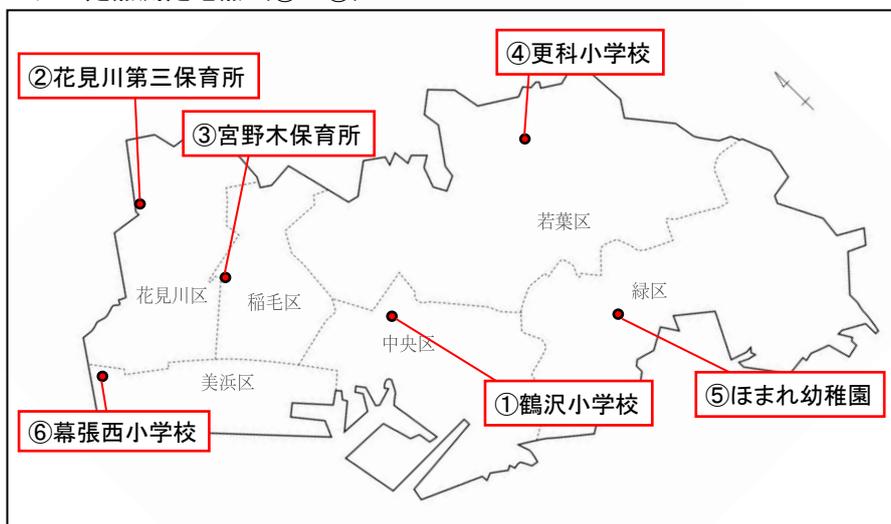
○保育所、学校、公園等の放射線測定結果に関するホームページ

http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/air_housha_kekka-all.html

(2) 定点測定（2011年6月から開始）

2018年度は、年4回、各区1地点（小学校・保育所・幼稚園）において、高さ1mと0.5mで測定を実施しました。

ア 定点測定地点（①～⑥）



イ 測定結果 (μSv/h)

測定時期	測定値 (6地点)
第1回 (2018.5)	0.04～0.06
第2回 (2018.8)	0.04～0.06
第3回 (2018.11)	0.04～0.06
第4回 (2019.2)	0.04～0.06

備考：1mの高さでの測定値です。

【2】食品等の検査

(1) 流通食品の検査

市内に流通する食品の放射性物質検査を計150検体実施しましたが、基準値を超過したものは確認されませんでした。

(2) 給食食材の検査

学校・保育所給食献立において、次回検査日までの間に使用予定の食材のうち、使用する可能性が高いものを中心に、2週間に1回5検体ずつ、給食として提供する前に放射性物質検査を行いました。基準値を超過したものは確認されませんでした。

(3) 給食1食分（提供食）の検査

小学校・給食センター・保育所各1か所（固定施設として継続して検査を実施）において、実際に提供した給食1食分を、原則として1週間（5日分）ごとにまとめて放射性物質検査を実施しましたが、全て検出下限値未満でした。

(4) 出荷段階での農林畜産物等食品検査＜県が実施＞

市の農産物（野菜類、茶）や畜産物（原乳）について、県が出荷段階での検査を実施しましたが、基準値を超過したものは確認されませんでした。

特用林産物のうち原木露地しいたけについては、県が規定する栽培管理方法に則して適正に生産し、しいたけの安全性が確認された生産者のみ出荷及び販売することができます。

(5) 水道水検査

県水道局では、原水、浄水ともに全浄水場で週 1 回、市水道局では、地下水を原水としている浄水場で 3 か月に 1 回（原水）測定を実施しましたが、基準値を超過する放射性物質は確認されませんでした。

【3】その他の測定

以下の測定を実施しましたが、いずれも基準値超過など問題となる数値は確認されませんでした。

(1) 一般廃棄物処理施設における空間放射線量率及び放射性物質の測定

新港・北清掃工場では、敷地境界の空間放射線量率及び焼却灰等に含まれる放射性物質の測定を月 1 回実施しました。

また、新内陸最終処分場では、敷地境界及び場内埋立第 3 工区の空間放射線量率及び放流水の放射性物質の測定を週 1 回、浸出水・脱水汚泥の放射性物質の測定を月 2 回実施しました。

(2) 下水汚泥の放射性物質の測定

南部浄化センターの汚泥焼却灰に含まれる放射性物質の検査を月 2 回実施しました。

【4】簡易型空間放射線測定器の市民貸出し

市民の皆様が自ら測定することにより、放射線に対する不安を軽減してもらうことを目的として、積算線量計（DOSEe（ドーズイー）、貸出期間 1 週間）の市民貸出しを延べ 16 人に実施しました。